

授業コンテンツ公開に関するガイドライン

早稲田大学 大学総合研究センター

【はじめに】

早稲田大学の中長期計画 **Waseda Vision 150** の核心戦略3、「教育と学修内容の公開」では、国内外に早稲田大学の教育内容を公開し、可視化を図ろうとしています。具体的には、ICTを活用し、授業内容等を可能な限りデジタル化したうえで、そのコンテンツ（以下、授業コンテンツ）を公開する取り組みが進められています。

現行法上では、インターネット配信の場合、著作権者の公衆送信権（著作権法第23条第1項）に抵触するため、著作権法第35条1項が定める教育目的のための利用制限が適用されません。したがって、インターネット上で授業コンテンツを公開するにあたり、当該授業コンテンツ内に第三者著作物が含まれる場合には、著作権者への利用許諾手続きが必要となります。

本ガイドラインは、授業コンテンツを制作・公開する際に留意すべき点をまとめたものです。

【著作物の利用に関する留意事項】

現行著作権法では、配信先が授業履修者のみに限定されている場合でも、インターネットを利用した異時送信においては、著作権法第35条1項に規定される著作物の教育目的での利用制限が適用されません。

そのため、授業コンテンツを制作するにあたり、第三者著作物を利用する場合は、以下のような方法にてご利用ください。

- ・自身の著作物のみで構成する。
- ・第三者著作物を利用する場合は、許諾を得たものののみを利用する
- ・著作物を問題のない方法（引用など）で利用する
- ・利用許諾済の画像データベース（AFP-WAA）等を利用する

※講義の内容上、第三者著作物の利用が必須である場合は、著作権者への著作物利用の許諾申請を大学総合研究センターが代行する場合があります。ただし、必ずしも許諾が得られない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【不適切な内容に関する留意事項】

授業コンテンツには以下のような内容を含めないよう留意してください。

- ・他人に対する誹謗中傷あるいは名誉を毀損する内容
- ・差別的表現
- ・公序良俗に反する表現
- ・その他、法律に違反する内容

【プライバシー保護に関する留意事項】

授業コンテンツの中で、授業担当者以外のゲストスピーカーや履修者等が個人の特定ができる状態で映り込んでいる場合、インターネット上に公開する際に、本人の許諾を得る必要があります。また、授業担当者以外のスピーカー、履修者の氏名、所属などの個人情報を表示する場合も本人の承諾が必要です。

■授業コンテンツの公開に関するご相談窓口

授業コンテンツの公開、第三者著作物の利用、授業収録等に関してのご相談は、「大学総合研究センター 教育方法研究開発部門」までお問合せ下さい。

大学総合研究センター 教育方法研究開発部門

メール：ctlt-staff@list.waseda.jp

TEL : 03-3203-6314 (71-2949)

以 上